

第5回 役員協議会議案

日 時：令和8年1月20日（火）
午前9時00分
場 所：道北なよろ農業協同組合 本所 役員会議室

道北なよろ農業協同組合

(協議事項)

1. 第5次地域農業振興計画・中期経営計画検証について（別紙1～15P）
2. 4週8休に伴う職員就業規則、準職員就業規則
および営業時間の変更について（別紙16～26P）
3. 総代定数の変更について（別紙27P）
4. 役員定数の変更について（別紙28～38P）

第5次農業振興計画・中期経営計画 第3年次 実践状況検証シート

J A道北なよろ

【第5次農振計画・中経計画 第3年次 実践状況検証シート】 営農事業

業務活動・解決策	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
1. 農業経営の確立に向けた支援 1) 農畜産物生産性の向上 ① 農業基盤整備の推進 心土破碎・復元田整地の推進 補助事業等の活用による土地改良整備の推進	継続 継続	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回 取り纏め実施 実績 32件 ・道営農地整備事業智恵文地区 R7 整地工0.25ha 暗渠排水23.54ha 他 7.87ha 事業費 151,672千円 受益者負担金 11,375千円 ※R8年まで事業延長 		継続実施 継続実施 ※次年度より名寄瑞穂地区の調査開始
2) 土づくり対策及び適正施肥推進 ① 名寄市農業振興センター土壤診断システム活用による適正施肥推進及び施肥低減に向けた優良堆肥施用	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興センターと連携し実施 R7.11月末現在 一般分析 254 件 ・堆肥斡旋 2,290 t ※アスパラ新植除く 	振興センター全体の費用増加	継続実施 ※振興センターの在り方協議 継続実施
3) 有害鳥獣駆除の推進 ① 有害鳥獣被害の低減へ向けた取り組み 名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会と連携し支援、情報収集を行う	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣農業被害防止協議会と連携 R7. 鳥獣捕獲実績 (4月～11月) エゾシカ捕獲頭数 454頭 アライグマ捕獲数 433頭 他 53頭 ・狩猟免許新規取得に係る助成 R7. 1件 	交付金を含めた予算確保	継続実施 継続実施

【第5次農振計画・中経計画 第3年次 実践状況検証シート】 営農事業

業務活動・解決策	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
2. 労働力確保および省力化対策				
1) 労働力確保の推進 ①大学生有償ボランティアの取組	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・名寄市・名寄市立大学との連携による援農有償ボランティア事業の実施 春作業(アスパラ作業等)※本年拡充募集 5月中旬～6月下旬(土・日曜日) 受入農家 12戸 大学生 37名 夏秋作業(スイートコーン収穫作業等) 8/上旬～9/下旬 夏休み期間 受入農家 14戸 大学生 54名 		継続実施
2) スマート農業の推進 ①RTK基地局の増強 ②ICT技術の情報発信及び技術取得 ③ICTへの取り組みに対する支援	完了 継続 継続	<ul style="list-style-type: none"> ②ホクレンGISのデモ試験(智恵文地区) ③名寄市と協調事業 ドローン免許取得助成 5件 		継続実施 継続実施
3. 担い手の育成・後継者の確保、農地流動化対策				
1) 担い手確保対策 ①市とタイアップした担い手支援対策事業 (対象者:農業後継者・新規就農者) 事業内容:機械・施設導入経費助成 など	継続	<ul style="list-style-type: none"> ①・研修・生産支援事業(後継者 6名) 事業費 46,232千円 補助金 5,931千円 JA負担額(1/2) 2,965千円 ・新規就農者支援事業(1名) 事業費 1,059千円 補助金 500千円 JA負担額(1/3) 166千円 		継続実施 ※名寄市振興計画に併せ9年度に向け内容検討
②市とタイアップした女性農業者への支援	継続	<ul style="list-style-type: none"> ②農村女性活動支援事業補助金 (免許取得支援助成金) 女性農業者 0名 事業費 0千円 補助金 0千円 JA負担額(1/2) 0 千円 		継続実施
③新規就農者確保への取り組み ④農業後継者における単身者支援	継続 継続	<ul style="list-style-type: none"> ③名寄市と連携し就農フェア参加1回 ④生産連婚活事業参加予定 3名 (R8年2月実施予定) 	就農地等の参入の仕方	継続実施 継続実施
2) 農地の流動化対策 ①「人農地プラン」を活かした農地流動の推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・保有合理化事業の実施 15件(12月末時点) 		継続実施(地域計画に移行)

【第5次農振計画・中経計画 第3年次 実践状況検証シート】 営農事業

業務活動・解決策	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
4. 環境へ配慮した農業への取り組み支援 1) 農業資材廃棄物の適正処理推進 ①農業用廃プラスチックの適正処理	継続	①廃プラ 年2回(春・秋)実施		継続実施
5. 地域農業の情報提供・PRと食育の推進 1) 地場産食材のPR実施・参加 ①行政・青年女性部等と連携し地場産業イベントの参加 ②地場特産品のPR	継続	①なよろ産業まつり参加		継続実施
2) 食育活動の推進 ①小学生等を対象に農業体験の実施	継続	②・小中学校農産品寄贈 ・JAホームページ更新 など ・地元小学校の田植・稻刈り体験		継続実施
6. 組合員サービスの向上 1) 組合員ニーズに対応した営農指導の実践 ①補助事業等の活用による営農発展の支援 ②JA全部門の連携による営農指導の強化 ③規模拡大に対応した施設改修等に伴う支援 2) 組合員組織活動の支援と協同組合活動の理解 ①青年部、女性部、生産組織等に対する活動支援及び協同組合活動の理解向上対策 ②融資のワンストップ窓口設立による融資の充実性及び推進強化 3) 営農・生活に関する情報発信・交流等 ①広報誌の発刊 ②人間ドックの推進強化 ③全域を対象とした組合員交流会の実施 4) 営農事業体制の見直し ①多様化する農業形態に対応した支援の創設及び営農事業強化	継続 継続 継続 継続 完了 継続 継続 継続	①環直・防衛事業等の補助事業支援 ②各部門との連携強化の実施 ③利子助成 既存2件 ①各組織への助成等の支援 ①年 4回発刊 ②受診助成増額 実績 R6.100件 R7.100件(12月末見込) ③全体地域交流会計画(諸事情により中止) ・関係機関との協調事業にて各種支援実施	集客率の向上	継続実施 〃 〃 継続実施 継続 〃 継続 継続 ・営農支援強化のための賦課金の見直し検討

【第5次農振計画・中経計画 第3年次 実践状況検証シート】 農産事業

業務活動・解決策	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
1. 安全安心な農産物の提供 1)安全・安心な農産物の生産に向けた取り組み ①栽培基準の統一化 ②GAPの取組と開示 ③異品種混入防止対策の強化	継続 継続 継続	・栽培暦の活用、農薬防除ガイドへの掲載 ・米、畑作物GAPの実施 ・作付圃場の巡回確認		継続 継続 継続
2. 需要に応じた安定的な生産供給 1)消費者と実需者の多様なニーズに応じた安定生産 ◆水稻もち米 ①実需のニーズに応じた品種選定 ②スムーズな受入体制の確立 ③多様化する実需のニーズに応える用途・品種の選定 ④高品質もち米生産の確立 ◆水稻うるち米 ①系統出荷によるロット確保 ◆小麦 ①異品種混入防止による良品質小麦生産 ◆豆類 ①品質の高位平準化による安定生産 ◆甜菜 ①安定した収量及び糖度の確保	完了 継続 継続 完了 継続 継続 継続 継続	・計画的な受入実施 ・実需先の需要調査 ・全量系統委託販売 ・圃場巡回、受入時確認 ・麦、大豆良質生産協議会との連携 ・麦、大豆良質生産協議会との連携 ・新品種導入に係る試験栽培 ・適期作業の推進	・受入待機時間の解消 講習会参加率の低迷 講習会参加率の低迷	施設増強計画(補助事業) 継続実施 継続実施 ・魅力のある栽培技術講習会開催 ・魅力のある栽培技術講習会開催 ・種子の確保と実需のマッチング ・日甜・ホクレンとの連携強化 ・栽培技術講習会への参加周知
3. 流通体制の整備 1)老朽化施設の改修・更新 ①穀類増加に対応した施設等の新設・増改修 ②販売関係料金体系の見直し ③老朽設備等の適時更新・改修	完了 完了 継続	・補助事業の活用により増強	複数年事業となる	R9年より稼働
4. 業務体制の整備 1)各施設の作業効率化に向けた取り組み ①臨時従業員の確保と労務管理の省力化	継続 継続	・農業後継者等の協力依頼 ・なよろ事業協同組合の活用 ・安全な施設等の操業	・人材不足 ・時間外労働の削減	・継続要請 ・施設改修による省力化 ・他部門の協力要請継続 ・安全講習及び安全機具等の充実
※新規計画(課題)記入欄				

業務活動・解決策	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
1. 安全・安心な青果物の提供 1)安全・安心な青果物の販売に向けた取り組み ①残留農薬等検査及びGAP・イエスクリーン等の認証制度の活用	継続	通年抽出検査実施		出荷前検査の徹底
	継続	GAPについてJAグループとしての取組みを注視	GAP認証手続きの煩雑	JAグループ北海道の取組方針を踏まえた推進
2. 需要に応じた安定的な生産体制の実現 1)安定生産によるブランドの確立 ・ロットの確保及び作付け維持拡大の推進 ◇青果全般 ①収穫作業の簡素化 ②優良品種等の試験・導入 ◇グリーンアスパラ ①増反、更新に対する助成 ◇生食スイートコーン ①早期栽培の取り組みに対する助成 ◇馬鈴薯 ①増反に対する助成 ◇生食南瓜 ①有利出荷に対する助成	継続	収穫支援等の実施(南瓜)		取引先との協議継続
	継続	関係機関との試験栽培の実施		生産部会への協力依頼
	継続	①新植、更新に対する大苗無償提供	32戸 482.1a 70,807本	R9迄継続実施
	継続	②新植・更新に対する堆肥の無償提供	19戸 386.2a 1,077,772円	"
	継続	③マニアスプレッダーの委託散布	委託散布 8戸 300a	"
	継続	①被覆資材の購入経費助成	7戸 250.0a 468,457円	継続実施 生産部会と連携し、効果的な助成内容を検討
	継続	①馬鈴薯の増反分に対する助成	7戸 382.0a 382,000円	
	新規	①腐敗化防止対策による農薬助成	50戸 939,246円	
3. 流通体制の整備 1)物流情勢の変化への対応 ①輸送形態の検討	継続	①パレット輸送に向けた仕組協議(馬鈴薯)	ロボットパレタイザーの仕様変更及びダンボールサイズの変更による製函ライ	R7スイートコーン・南瓜・玉葱のパレット輸送実施済 R8から馬鈴薯での実施に向け準備
	完了	スイートコーン真空予冷導入(パレット輸送に合わせ段ボール・規格の変更)	イン改修	

業務活動・解決策	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
4. 青果関連施設の課題整理	継続	①共選施設の効率的稼働や施設修繕も含めた将来的な施設運営		品種集約については生産部会と協議
	継続	①アスパラ結束機の修繕	数年に分けて修繕	R8,3台修繕で完了
	継続	①品目別担当者との状況確認並びに意見交換	共通課題の把握	現地施設視察も含め意見交換の実施
5. 販売促進の強化	継続	①出荷市場全社との協議実施		出荷要望調査の実施及び前年度実績の検証 価格転嫁推進に向けた取り組み
	継続	②生産部会と連携した販売協議の実施		
	継続	③品目担当者による訪問協議の実施		作付前後の状況も含め都度実施
	継続	品目別に市場集約の実施		市場動向の見極め
	継続	①生産履歴のチェック機能強化		
	継続	②高品位平準化と市場が求める品質の提供		生産部会・市場との連携

【第5次農振計画・中経計画 第3年次 実践状況検証シート】 畜産 事業

業務活動・解決策	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
1. 安定的な良質乳生産 1)良質乳生産対策 ①生乳生産管理記録表記帳の巡回実施 ②個乳依頼検査の活用 ③誤搾乳防止に向けた巡回実施	継続 継続 継続	関係機関との検証 検査結果に基づく出荷指導の実施 搾乳機器点検助成実施 誤搾乳防止の注意喚起実施	バルク廃棄があり注意喚起及び指導の徹底を継続	継続実施 継続実施 継続実施
2. 酪農畜産経営の安定 1)畜産経営の安定対策 ①搾乳牛の増頭及び1頭当たり乳量増に向けた乳検データ等活用による飼養管理向上 ②性判別精液活用による飼養管理向上 ③らくみらんど株式会社と連携した飼養管理技術の向上 ④飼養管理技術向上による畜産販売(豚・牛)の収益増 ⑤家畜防疫対策に向けた巡回実施	継続 - 継続 継続 継続	乳牛検定員による指導 - 普及所との預託牛体側を実施 講習会・検討会・指導等 防疫資材の配布・巡回実施	生乳需給動向 乳検未加入者への対応	継続実施 継続実施 継続実施 継続実施 継続実施
3. 農業経営の確立に向けた支援 1)畜産物生産性向上 ①生乳生産量、乳質向上に向けた取組み、個体の飼養管理技術向上対策の推進 2)後継者育成・経営の確立 ①地域生産者間の連携強化の推進	継続 継続	良質乳出荷助成実施 酪農部会と連携し後継者視察研修等の実施		継続実施 継続実施
※新規計画(課題)記入欄 2. 酪農畜産経営の安定 ⑥優良後継牛確保の推進	継続	らくみらんどへ預託する牛の頭数に応じて優良後継牛確保対策助成を実施 事業費3,379千円（年額9,000円/頭）		継続実施
3. 農業経営の確立に向けた支援 2)後継者育成・経営の確立 ②後継牛預託による労働負担軽減支援の実施	継続	らくみらんど利用者へ預託料に対する一部助成を実施 事業費9,796千円（日額40円/頭）		継続実施

【第5次農振計画・中経計画 第3年次 実践状況検証シート】 購買事業・燃料事業・メカニック事業

業務活動・解決策	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
【購買課】 1. 資材コストの低減 1) 営農コスト削減に向けた生産資材の提案・供給 ①取扱銘柄集約 ②営農・販売と連携した早期予約推進 ③各種生産資材における安価商品・情勢等の情報提供 ④新規奨励策の検討(生分解マルチ奨励等)	継続実施 新規	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年に引き続き、肥料、農薬について作物毎に取扱銘柄を選定し集約に努めた。 ・肥料農薬一斉推進を購買課職員で実施。 ・生産部会講習会等に参加し情報を共有。 ・肥料の早期引取、農薬の大型規格等の推進。 ・営農・普及センターと連携し、営農技術情報を定期的に提供。 ・本年度より肥料フレコン奨励の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業損益を勘案した財源確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定程度銘柄集約されたが、更なる集約を進める。 ・今後も一斉推進は購買課職員で実施。 ・各部署とは、それぞれ引き続き情報共有等を中心に連携強化を図る。 ・新規奨励策等の検討・協議。関係部門との検討・協議。
2. 予約購買による安定供給 1) 一斉推進・取り纏め等による予約購買の強化 ①供給数量の把握・確保 ②適正な在庫管理	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料・農薬については一斉推進、温材その他分類は早期とりまとめを中心に、供給数量を把握し安定供給に努めた。 ・予約購買(推進・とりまとめ等)により、供給数量を把握し、各支所間での連携・情報共有により適正な在庫管理に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JAコネクト等でとりまとめを実施している分類において内容(奨励策・商品等)が正しく理解されていない懸念がある。 ・新規資材への切替、集約を実施する際に旧資材の在庫管理に注意が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各分類において奨励金・事業分量配当等を含む最終価格・商品の内容説明等、推進体制の強化を図り、予約率・系統利用率向上を目指す。 ・ホクレン・メーカー・各支所間で連携をとり、各資材の情勢を見ながら適正な在庫管理に努める。
3. 施設老朽化・業務効率化に向けた取り組み 1) 供給体制の構築整備と効率的な配送業務の確立 ①老朽化に伴う各支所資材店舗・倉庫の改修検討 ②運送会社等との連携強化による入出庫・配送業務の効率化	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各支所倉庫の老朽化が進む中において、収容能力・集約化等、今後の在り方についての検討・協議。 ・肥料、農薬の引取・配送業務等、運送業者と連携し遅滞なく業務を遂行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事費の高騰。 ・早取肥料運賃無償化により、配送が増加しているが一定程度自搬扱いがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き収容能力・集約化等、今後の在り方について検討・協議。 ・100%配送に向けた対策について検討・協議し、出庫・配送業務の効率化を図る。
【燃料課】 1. 燃料の安価・安定販売強化 1) 系統機関との連携による情報収集と油外商品の安価供給 ①価格情報の収集、店頭燃料毎週値引きの実施 ②免税軽油・営農用燃料灯油の系統特別対策による価格助成制度の活用 ③組合員全戸訪問・キャンペーン実施し、予約販売による商品情報提供と安価供給を図る	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週ガソリン・軽油の5円値引きの実施。 ・系統対策による営農用灯油の安価供給を実施。 ・組合員全戸訪問によるオイル推進、とりまとめによる予約販売、各種キャンペーンを実施した中で顧客の確保に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定税率廃止に伴い、給油所間で顧客確保に向けた価格競争。 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客の確保・流出防止を図るため、今後も毎週値引きとキャンペーンを継続実施。 ・ホクレンと連携し、顧客確保に向けた取組みの検討・協議。
2. スタッフの育成・確保 1) LPガス設備・給油所作業など担当者の育成・確保 ①危険物・LPガス等の資格取得推進 ②担当者の知識向上のため各種講習会参加	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガス設備士 1名合格。 ・各種講習会の参加、保安講習会の実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの高齢化による体制整備。 ・資格取得に向けた取り組みと各種講習会の積極的な参加。

【第5次農振計画・中経計画 第3年次 実践状況検証シート】 購買事業・燃料事業・メカニック事業

業務活動・解決策	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
【農機車輌課】 1. 農業機械・自動車コスト低減 1) 農業機械等の安価・安定供給 ①予約購買による安価供給 ②展示会、カタログ推進による商品情報提供 ③アルーダ等を利用した中古農機 ・自動車斡旋	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・予約推進を年3回実施。 ・連合会主催の展示会は縮小傾向にあるが、当JAの展示会は4月 智恵文、6月 風連にて実施し多くの組合員が来場。 ・展示・カタログ販売からインターネットを中心とした中古農機・自動車等販売へ移行している状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界情勢不安や円安の影響、全国的な機械需要の高まりにより、価格高騰や商品・部品の不足、納期の遅延。 	予約推進や農業機械補助制度の活用。インターネットを利用した中古農業機械・自動車等の商品確保や安価供給に努める。
2. 職員の知識・整備技術の向上 1) 農業機械・自動車の先進技術に対応した知識・資格の取得 ①農業機械のICT等先進技術の販売知識・整備技術の取得 ②自動車のASV等先進技術整備のための知識・資格取得	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の特定整備資格取得完了。 ・新車検制度のOBD検査実施。 ・先進技術取得のため各種講習会への参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年々進化する自動車新技術対応のため、OBD検査機器のアップデート、知識の習得が必須。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術講習会の参加。 ・陸運記録事務代行申請の検討。
3. 整備工場、設備等の老朽化対策と業務効率化 1) 老朽化に伴う整備工場の集約化 ①本所、支所工場建物及び設備の検討	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・設備等の老朽化による修繕等については都度対応。 ・本支所工場の集約にかかる説明会・内部協議の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備老朽化による修繕費の増加。 ・利用状況と収益性の検証が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月より工場の集約、智恵文メカを本所の出張所として体制整備を図る。 ・業務体制の確立と利用推進による収益の向上を目指す。
※新規計画(課題)記入欄 ・組勘サイトの変更		<ul style="list-style-type: none"> ・R8年1月経理分より温床資材/包装資材/種苗のクミカンサイトを10月末へ変更。 		

【第5次農振計画・中経計画 第3年次 実践状況検証シート】 信用事業

業務活動・解決策	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
1.組合員の期待に応える農業融資対応				
1)農業担い手金融支援機能強化	継続	営農部門と連携した農業融資ワンストップ窓口を継続しており、組合員の営農相談や新規投資計画等に基づいた適切な資金対応を実施している	今年は新規貸付も伸びてはいるが、農家経済も良好なためか既存融資の繰上償還が見受けられ、将来の収入源喪失を懸念する	継続実施
2.生活メインバンクとしての利用者拡充と金融サービスの提供				
1)人材育成及び資質向上	継続	①窓口担当者を中心とした顧客サービス向上	組合員・利用者の高齢化により将来的な顧客基盤の縮小リスクや、過疎化による地域人口の減少により貸出や預金といった需要そのものが減少し、限られた顧客をめぐり他行との競争が激化していくものと予想する	継続実施
②年金受取口座の推進	継続	②年金受取口座の新規・予約獲得に向けDM等で徹底的に推進		継続実施
③人材育成への取り組み	継続	③専門資格取得の推進及び資格保有者の育成強化		継続実施
2)JAバンクローン利用拡大に向けた強化	継続	①住宅ローン等の積極対応		継続実施
		①JAバンクローン商品のチラシ作成及びDM等による推進 住宅メーカー訪問（JAの利用勧奨）		
3.利用者の利便性向上に向けたデジタル技術の活用				
1)非対面チャネルによる金融サービスの提供	継続	窓口での声掛けや広報誌を活用し不慣れな利用者へのJAネットバンク・バンクアプリ等の登録・操作等のサポートを実施	全国でJA銀行を装うフィッシング詐欺が横行、当JAでも被害が発生した	継続実施

【第5次農振計画・中経計画 第3年次 実践状況検証シート】 信用事業

業務活動・解決策	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
4.信頼性・健全性の維持への取り組み				
1)内部管理体制の強化				
①内部統制業務の強化	継続	①統一事務手続きに基づく本支所間での各種研修会の実施	研修受講や研修資材等を活用した知識向上、不祥事未然防止等に向けた意識の徹底、実効性のある不祥事未然防止策策定等によるP D C A管理の徹底が求められている	継続実施
②体制整備基準に基づき内部牽制	継続	②不祥事未然防止の対応及びコンプライアンス研修実施		継続実施
③警察署と連携した研修実施	継続	③警察署作成した防犯対策等の周知徹底		継続実施
5.効率的かつ健全な運営のための体制整備				
1)事務効率化への取り組み及び体制改革				
①事務効率化への取り組み	継続	①口座開設時の通帳レスの推進、JAネットバンク等の利用促進R7.9より貸出システム稼働	営業店システム導入によるQR伝票作成ツールの活用、法人IBの普及推進による事務効率化の向上促進 端末機器の導入によるリース料等は増加傾向にあるが人員削減により人件費は減少の見込みである	継続実施
②事務所の再編	継続	②事務所の安全性確保と再編の検討		継続実施
③業務効率化への取り組み	継続	③融資業務のワンストップ窓口の設立等、業務効率化に向けた業務体制の整備		継続実施
※新規計画(課題)記入欄				

【第5次農振計画・中経計画 第3年次 実践状況検証シート】 共済事業

業務活動・解決策	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
1.推進保全体制の強化・体制整備				
1)将来にわたる安定的な事業基盤の維持・拡大				
①組合員・利用者へ保障内容や加入状況の確認	継続	①一斉推進から恒常推進にし、LAによる個別対応による保証確認・スマサポによる3Qコールの実施	webマイページの普及	webマイページの加入促進
②LAが組合員へ出向き手続きを行う体制の構築	継続	②推進・保全一体のサービス体制の提供に向けたタブレット端末による実践研修の実施	PL割合の増加	継続実施
2)一斉・恒常・広域推進の強化				
①組合員の保障継続や保証提供	新規	①組合員一斉推進から恒常推進へ	問題なし	継続実施
②トラクター・コンバインの保障確認	継続	②農業用車両推進1月・8月～9月	問題なし	継続実施
③広域推進強化の企画推進	継続	③予定利率の変更により、チラシ等を活用したキャンペーン実施	新聞購読世帯の減少によるチラシ効果の減少	web広告の活用
3)職員育成の強化・効率化				
①推進に対する活動・実績目標の進捗管理	新規	①月次LA会議の開催・本支所間でのWEB会議の実施		継続実施
②推進担当者の推進力・強化・効率化	継続	②知識・スキル向上の為の研修会への参加・オンライン研修への参加	管理者マネジメント研修の受講	継続実施
③活動面の支援やコンプライアンス指導・情報共有の徹底	継続	③定期的なミーティングと研修会の開催		継続実施

【第5次農振計画・中経計画 第3年次 実践状況検証シート】 共済事業

業務活動・解決策	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
2. 効率的な事務処理体制の構築事務集約に向けた体制整備				
1) 事務負荷軽減対策・事務効率化				
①事務負荷軽減対策の徹底	継続	①キャッシュレス・ペーパーレス手続きの徹底による書面手続き削減		継続実施
②利用者の利便性向上対策	継続	②Webマイページの活用拡大	問題なし	継続実施
2) 審査業務の集約化・コンプライアンスの徹底				
①事務処理に係る専門性の向上	継続	①事務インストラクターによる審査業務	問題なし	継続実施
②書面手続き削減による後続事務削減対策	継続	②効率的な事務処理体制の検討	問題なし	継続実施
③集約審査による内部牽制の強化	継続	③集約型引受審査の実施	問題なし	継続実施
3. 組合員・利用者が安心した生活が出来る地域社会づくりへの貢献				
1) 安全・安心を実感できる地域社会づくり				
①防災に向けた取組	継続	①災害対策用品の窓口配布(非常用持ち出し袋)災害用ポータブル電源の配置(本所)	問題なし	継続実施
②交通事故未然防止に向けた取り組み	継続	②交通安全ポスターコンクール(中学校1校)の参加	市内の小中学校への参加希望を募る	継続実施
2) 持続可能な農業への貢献				
①農業事故未然防止に向けた取り組み	継続	①農業事故防止等の掲示やチラシ配布	問題なし	継続実施
②農業リスクに対応する商品の推進	継続	②自動車・傷害・農家賠責共済の推進	問題なし	継続実施
※新規計画(課題)記入欄				

計画の内容	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
中期経営計画の進捗管理と達成				
①子会社も含めた計画達成に向けた計数管理の徹底 ②組合員等の事業利用維持向上のため、出資配当・事業利用分量配当の継続実施 ③配当を第一とした内部留保の充実	継続 継続 継続	子会社も含め定期的に仮決算を実施 計画対比等の管理に全部署で努めている 子会社は経営協議会を設置し、改善策の検討・協議を行っている 出資・事業分量ともに配当を実施 農業基盤強化積立金への積立限度額まで積立を実施	子会社について、当期黒字転換だが引き続き債務超過解消に努める 風連RCの増強工事が損益に大きな影響を与える為、積立金を取崩す場合がある	計数管理は継続して実施 期末の財務状況を勘案し引き続き継続実施に努める 配当後の剰余金について基盤強化積立限度超過については、次年度繰越
組合員の意思反映強化				
①青年・女性農業者の正組合員加入を継続推進 ②青年・女性総代の選出を継続 ③男女共同参画による女性役員登用への検討	継続 継続	譲渡変更等による加入含め12月末現在15名の正組合員加入がある 前年同様に選出に変更なし 来期改選により早期に選出取組む 女性部との懇話会にて意見交換を実施	組合員数の減少と共に青年部女性部員も減少している 家庭の理解やその他の条件整備が整わないと難しい	青年・女性部事務局等と連携し加入推進を図る 来期の総代改選に向け役員協議会にて協議 参与制も含め役員協議会にて協議
出資金の平準化・増口に向けた方法の検討				
①出資平準化に対する理解促進	継続	未達者へ個々に郵送にて増口依頼の実施（4月、11月） 風連 180件 (319,861口) 名寄 62件 (147,682口) 智恵文 25件 (50,366口)	左記に対する増口申出者数 12月末現在 風連 27件(41,218口) 名寄 10件(33,822口) 智恵文 4件(1,810口)	法人化及び面積規模拡大等増口に平準化への理解を促進
コンプライアンスの順守				
①信頼される職員であるため、各種研修等を通じ不祥事の未然防止に努める	継続	役員・職員研修 動画配信実施済 職場離脱点検 全部署実施中 経営定期点検 全部署毎月実施中		継続実施

【第5次農振計画・中経計画 第3年次 実践状況検証シート】

総務事業

計画の内容	第3年次 (R7)			
	状況	実践の具体的状況	実践上の課題	今後の予定
計画的な人員配置と機構改革の検討、業務効率の改善 ①事務ミスや業務に支障が生じない人員配置の実施 組合員の利便性は維持しつつ合理化も図れる体制の検討 ②ペーパーレス化への移行や組合員との情報共有化を図れるデジタル媒体の導入を検討 ③他部署との連携による新規事業への取り組み	継続 継続 継続	令和8年4月より完全週休二日を実施 智恵文メカニックセンターについて 繁忙期出張所として対応する 各委員会及び理事会についてもペーパーレスになりタブレットを活用 職員の出退勤管理簿について全部署ペーパーレス化を実施 また、JAコネクトを利用し各部会参考案内文書等に活用している 技能実習生受入協議会については、 今期にて解消となる	労働時間の短縮により 通常業務処理が時間内に終わらない懸念 デジタルを苦手としている人への対応 FAX文化が根強くJAコネクト普及率が伸び悩み	左記の課題やメカ収益等 通年結果を鑑み隨時検討 を試みる 起案等のペーパーレス化 に向け検討する JAコネクトについては 地区別懇代会等要望に対応していきたい 無料職業紹介事業の活用
※新規計画（課題）記入欄				

職員就業規則

(身分証明書)

第39条 職員は所定の身分証明書を所持しなければならない。

② 身分証明書を紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならぬ。

(意見の具申)

第40条 職員は職務についての意見を上司に具申する権利と義務がある。

第2節 就業時間・休憩および休日

(就業時間)

第41条 職員の就業時間は休憩時間を除き原則として1日8時間以内、1週40時間内とする。

ただし、給油所及び青果課については4月1日を基準として1年間を通じた変形労働時間制とし、始業および終業時刻・休憩時間はつぎのとおりとする。

- ② 給油所及び青果課において変形労働時間制を採用する場合には、前項の就業時刻の範囲内において、前月末日までに翌月分の個人別勤務表を作成し掲示するとともに職員に通知する。
- ③ 第1項の就業時間（除く給油所及び青果課）は、業務の都合により始業・終業および休憩の時間を変更することがある。ただし、この場合においても、1日勤務時間は実労働8時間を超えないこととする。
- ④ 前項の就業時間は、組合長がその都度別に定める。
- ⑤ 給油所（智恵文支所を除く）及び青果課の職員の労働時間は1年単位の変形労働時間制によるものとし、つぎのとおりとする。なお、この制度の起算日は、平成26年4月1日とする。

本所

部 門	平 日	土 曜	休 憩 時 間
信用・共済・購買・農機車輛・給油所・青果を除く部門（事務所）	4/1～10/31 8：30～17：00		12：00～13：00
	11/1～3/31 8：45～17：00		
信用・共済	8：45～17：00		12：00～13：00
購買・農機車輛	4/1～10/31 8：30～17：00	8：30～12：00	12：00～13：00
	11/1～3/31 8：45～17：00		
給 油 所	早番 6：30～14：30		11：30～12：30
	中番 8：45～16：45		12：00～13：00
	遅番 11：30～19：30		17：00～18：00
青 果	6/1～7/31 早番7：30～15：45 遅番8：45～17：00		12:00～13：00
	8/1～10/31 早番7：30～16：30 遅番8：45～17：45		
	11/1～5/31 8：45～16：00		

職員就業規則

名寄支所

部 門	平 日	土 曜	休 憩 時 間
信用・共済・購買・ 給油所を除く部門 (事務所)	4/1～10/31 8：30～17：00		12：00～13：00
	11/1～3/31 8：45～17：00		
信用・共済	8：45～17：00		12：00～13：00
購 買	4/1～10/31 8：30～17：00	8：30～12：00	12：00～13：00
	11/1～3/31 8：45～17：00		
給 油 所	早番 8：30～16：30 中番 8：45～16：45 遅番 9：15～17：15		11：30～12：30 12：00～13：00 13：00～14：00

智恵文支所

部 門	平 日	土 曜	休 憩 時 間
信用・共済・購買・ 農機車輛・給油所 を除く部門(事務所)	4/1～10/31 8：30～17：00		12：00～13：00
	11/1～3/31 8：45～17：00		
信用・共済	8：45～17：00		12：00～13：00
購買・農機車輛・ 給油所	4/1～10/31 8：30～17：00	8：30～12：00	12：00～13：00
	11/1～3/31 8：45～17：00		

(公民権の行使)

第42条 職員が就業時間中に公職選挙法による選挙権を行使し、または公の職務を執行するときは、事前に所属長に届け出なければならない。

ただし、あらかじめ所属長に届け出て許可をうけるものとする。

② 前項の届け出があった場合、選挙権の行使または公の職務執行に支障のない範囲において、その時間を変更することがある。

(育児時間等)

第43条 女子職員で生後満1カ年に達しない育児のある者は、あらかじめ組合に申し出たときは、所定の休憩時間のほかに1日について2回それぞれ30分の育児時間を就業時間の途中にあたえる。

② 女子職員で母子保健法の規定による保健指導又は健康診断を受けることをあらかじめ組合に申し出たときは、必要な時間を就業時間の途中にあたえる。
③ 前項の必要な時間は次の各号のとおりとする。

1. 産前の場合

- (1)妊娠23週までは4週に1回
- (2)妊娠24週から35週までは2週に1回
- (3)妊娠36週から出産までは1週に1回
- (4)医師等が(1)～(3)と異なる指示をしたときは、その指示による必要な時間

職員就業規則

2. 産後（1年以内）の場合

医師等の指示による必要な時間

- ④ 第1項並びに第2項の就業時間の途中にあたえる育児時間並びに必要な時間に対する賃金は支給しない。

（休憩時間）

第44条 休憩時間は一斉に与える。ただし、業務の都合により一斉に休憩できない職場または職種については、休憩時間を交互に与える。

- ② 前項ただし書により、休憩を交替制で実施するときは、所属長が作成する割当表による

（休　　日）

第45条 職員の休日はつきのとおりとする。

部　　門	休　　日
信用・共済・購買・農機車輛 給油所・青果を除く部門 (事務所)	1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 年末年始（12月30日～31日および1月2日～6日） 4. 土曜日 5. 8月14日～16日 6. 組合長が特に定めた日
信用・共済	1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 年末年始（12月31日および1月2日～3日） 4. 土曜日 5. 組合長が特に定めた日
購買・ 農機車輛	1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 年末年始（12月30日～31日および1月2日～6日） 4. 4月1日～10月31日　月2回　土曜日（交替制） 5. 4月1日～10月31日　組合長が指定する上記4の非該当週 月曜日～金曜日のうち1日　なお、当該休日は、期間内休 日カレンダーに定め1月10日までに各職員に通知する（交 代制） 6. 11月1日～3月31日　土曜日 7. 8月14日～16日 8. 組合長が特に定めた日
給　油　所	(本所) 1. 年始（1月1日～3日） 2. 他は交替休日（別表のとおり） (名寄支所) 1. 年始（1月1日～3日） 2. 他は交替休日（別表のとおり）

職員就業規則

青　　果	<ul style="list-style-type: none">1. 日曜日2. 国民の祝日に関する法律に定める休日3. 年末年始（12月30日～31日および1月2日～6日）4. 6月1日～10月31日 組合長が指定する毎週月曜日～土曜日のうち1日 なお、当該休日は、期間内休日カレンダーに定め1月10日までに各職員に通知する（交代制）5. 11月1日～5月31日の土曜日6. 8月15日、16日7. 組合長が特に定めた日
------	---

- ② 前項の休日は、業務の都合により7日以内の他の日と振替えることがある。ただし、休日は4週間を通じて4日をくだることはない。
- ③ 第2項により休日を振替えるときは、前日までに振替による休日を指定して本人に通知する。

第3節 時間外勤務および休日勤務

（時間外勤務および休日勤務）

第46条 組合は業務上必要あるときは、労働基準法第36条に定める所定の手続きを経て第42条および第46条の規定にかかわらず、勤務時間を延長したまは休日に勤務させることがある。ただし、満18才未満のものについてはこの限りでない。

- ② 前項に定める時間外及び休日労働は、36協定で締結した時間の範囲内とし、上限は下記のとおりとする。
- 1. 年720時間（休日労働含まない）
 - 2. 単月100時間未満（休日労働含む）
 - 3. 2～6か月の平均80時間以内（休日労働含む）
 - 4. 前1～3号に関わらず単月45時間を超えるのは年6回まで
- ③ 妊娠婦が請求したときは、法定の時間外勤務、休日勤務および深夜勤務を命じない。
- ④ 育児・介護のための時間外労働並びに深夜勤務の取り扱いについては、別に定める育児および介護休業規程による。

（災害時の勤務）

第47条 災害その他さけることのできない事由によって臨時に勤務させる必要がある場合は、労働基準法第33条の手続きを経て第47条の規定にかかわらず、必要な限度において勤務時間外または休日において勤務させることがある。

（時間外勤務の休憩）

第48条 時間外勤務には2時間に対し15分の休憩時間を与える。

（時間外勤務の特例）

第49条 職員に出張その他組合の用務により事業所外での勤務を命じた場合で、勤務時間を認定しがたいときは、通常の勤務時間を勤務したものとみなす。

ただし、所属長があらかじめ別段の指示をしたときはこの限りでない。

職員就業規則

25. この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
26. この改正は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
27. この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
28. **この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。**

準職員就業規則

第2節 就業時間・休憩および休日

(就業時間)

第26条 職員の就業時間は休憩時間を除き原則として1日8時間以内、1週40時間内とする。

ただし、給油所及び青果課については4月1日を基準として1年間を通じた変形労働時間制とし、始業および終業時刻・休憩時間はつぎのとおりとする。

② 給油所及び青果課において変形労働時間制を採用する場合には、前項の就業時刻の範囲内において、前月末日までに翌月分の個人別勤務表を作成し掲示するとともに職員に通知する。

③ 第1項の就業時間（除く給油所及び青果課）は、業務の都合により始業・終業および休憩の時間を変更することがある。ただし、この場合においても1日の勤務時間は実労働8時間を超えないこととする。

④ 前項の就業時間は、組合長がその都度別に定める。

⑤ 給油所（智恵文支所を除く）及び青果課の職員の労働時間は1年単位の変形労働時間制によるものとし、つぎのとおりとする。なお、この制度の起算日は、平成26年4月1日とする。

本所

部 門	平 日	土 曜	休 憩 時 間
信用・共済・購買・農機車輛・給油所・青果・販売（施設等）を除く部門（事務所）	4/1～10/31 8：30～17：00 11/1～3/31 8：45～17：00		12：00～13：00
信用・共済	8：45～17：00		12：00～13：00
購買・農機車輛	4/1～10/31 8：30～17：00 11/1～3/31 8：45～17：00	8：30～12：00	12：00～13：00
給 油 所	早番 6：30～14：30 中番 8：45～16：45 遅番 11：30～19：30		11：30～12：30 12：00～13：00 17：00～18：00
青 果	6/1～7/31 早番7：30～15：45 遅番8：45～17：00 8/1～10/31 早番7：30～16：30 遅番8：45～17：45 11/1～5/31 8：45～16：00		12:00～13：00
部 門	平 日	土 曜・日 曜	休 憩 時 間
販 売 (施設等)	シフト制 ①7：00～19：00 ②19：00～7：00 ※実労働時間：8時間以内 ③9：00～17：00 ④9：00～12：00 ⑤13：00～17：00 ⑥8：30～17：00 ⑦8：30～12：00		①②③⑥ 60分

準職員就業規則

名寄支所

部 門	平 日	土 曜	休 憩 時 間
信用・共済・購買・給油所を除く部門(事務所)	4/1～10/31 8：30～17：00		12：00～13：00
	11/1～3/31 8：45～17：00		
信用・共済	8：45～17：00		12：00～13：00
購買	4/1～10/31 8：30～17：00	8：30～12：00	12：00～13：00
	11/1～3/31 8：45～17：00		
給油所	早番 8：30～16：30 中番 8：45～16：45 遅番 9：15～17：15		11：30～12：30 12：00～13：00 13：00～14：00

智恵文支所

部 門	平 日	土 曜	休 憩 時 間
信用・共済・購買・農機車輛・給油所を除く部門(事務所)	4/1～10/31 8：30～17：00		12：00～13：00
	11/1～3/31 8：45～17：00		
信用・共済	8：45～17：00		12：00～13：00
購買・農機車輛・給油所	4/1～10/31 8：30～17：00	8：30～12：00	12：00～13：00
	11/1～3/31 8：45～17：00		

(公民権の行使)

第27条 準職員が就業時間中に公職選挙法による選挙権を行使し、または公の職務を執行するときは、事前に所属長に届け出なければならない。

② 前項の届出があった場合、選挙権の行使または公の職務執行に支障のない範囲において、その時間を変更することがある。

(育児時間)

第28条 女子準職員で生後満1カ年に達しない育児のある者は、あらかじめ組合に申し出たときは、所定の休憩時間のほかに1日について2回それぞれ30分の育児時間を就業時間の途中にあたえる。

② 女子職員で母子保健法の規定による保健指導又は健康診断を受けることをあらかじめ組合に申し出たときは、必要な時間を就業時間の途中にあたえる。
③ 前項の必要な時間は次の各号のとおりとする。

1. 産前の場合

- (1)妊娠23週までは4週に1回
- (2)妊娠24週から35週までは2週に1回
- (3)妊娠36週から出産までは1週に1回
- (4)医師等が(1)～(3)と異なる指示をしたときは、その指示による必要な時間

準職員就業規則

2. 産後（1年以内）の場合

医師等の指示による必要な時間

- ④ 第1項並びに第2項の就業時間の途中にあたえる育児時間並びに必要な時間に対する賃金は支給しない。

（休憩時間）

第29条 職種に応じて別に定める休憩時間を一斉に与える。ただし、業務の都合により一斉に休憩できない職場または職種については、休憩時間を交互に与える。

- ② 前項ただし書きにより、休憩を交替制で実施するときは、所属長が作成する割当表による。

（休　　日）

第30条 準職員の休日はつぎのとおりとする。

部　　門	休　　日
信用・共済・購買・農機車輛 給油所・青果を除く部門 (事務所)	1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 年末年始（12月30日～31日および1月2日～6日） 4. 土曜日 5. 8月14日～16日 6. 組合長が特に定めた日
信用・共済	1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 年末年始（12月31日および1月2日～3日） 4. 土曜日 5. 組合長が特に定めた日
購買・ 農機車輛	1. 日曜日 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日 3. 年末年始（12月30日～31日および1月2日～6日） 4. 4月1日～10月31日　月2回　土曜日（交替制） 5. 4月1日～10月31日　組合長が指定する上記4の非該当週 月曜日～金曜日のうち1日　なお、当該休日は、期間内休 日カレンダーに定め1月10日までに各職員に通知する（交 代制） 6. 11月1日～3月31日　土曜日 7. 8月14日～16日 8. 組合長が特に定めた日
給　油　所	(本所) 1. 年始（1月1日～3日） 2. 他は交替休日（別表のとおり） (名寄支所) 1. 年始（1月1日～3日） 2. 他は交替休日（別表のとおり）

準職員就業規則

青　　果	<ul style="list-style-type: none">1. 日曜日2. 国民の祝日に関する法律に定める休日3. 年末年始（12月30日～31日および1月2日～6日）4. 6月1日～10月31日 組合長が指定する毎週月曜日～土曜日のうち1日 なお、当該休日は、期間内休日カレンダーに定め1月10日までに各職員に通知する（交代制）5. 11月1日～5月31日の土曜日6. 8月15日、16日7. 組合長が特に定めた日
------	---

- ② 前項の休日は、業務の都合により7日以内の他の日と振替えることがある。ただし、休日は4週間を通じて4日をくだることはない。
- ③ 第2項により休日を振替えるときは、前日までに振替による休日を指定して本人に通知する。
- ④ 第1項の休日は、雇用契約に別途定めがある場合はこの限りではない。

第3節 時間外勤務および休日勤務

(時間外勤務および休日勤務)

- 第31条 組合は業務上必要あるときは、労働基準法第36条に定める所定の手続きを経て第26条および第30条の規定にかかわらず、勤務時間を延長したまは休日に勤務させることがある。
ただし、満18才未満のものについてはこの限りでない。
- ② 妊産婦が請求したときは、法定の時間外勤務、休日勤務および深夜勤務を命じない。
 - ③ 育児・介護のための時間外労働並びに深夜勤務の取り扱いについては、別に定める育児および介護休業規程による。

(災害時の勤務)

- 第32条 災害その他さけることのできない事由によって臨時に勤務させる必要がある場合は、労働基準法第33条の手続きを経て第31条の規定にかかわらず必要な限度において勤務時間外または休日において勤務させることがある。

(時間外勤務の休憩)

- 第33条 時間外勤務には2時間に対し15分の割合で休憩を与える。

(時間外勤務の特例)

- 第34条 準職員に出張その他事業所外での勤務を命じた場合で、勤務時間を認定しがたいときは、通常の勤務時間を勤務したものとみなす。
ただし、所属長があらかじめ別段の指示をしたときはこの限りでない。

(割増賃金)

- 第35条 時間外および休日勤務・深夜勤務に対しては、第46条により割増賃金を支払う。

(限度基準を超える時間外労働)

準職員就業規則

1. この改正は、平成17年 4月 1日から施行する。
2. この改正は、平成18年12月 1日から施行する。
3. この改正は、平成19年 4月 1日から施行する。
4. この改正は、平成19年 7月24日から施行する。
5. この改正は、平成20年 8月27日から施行する。
6. この改正は、平成20年12月22日から施行する。
7. この改正は、平成22年 4月 1日から施行する。
8. この改正は、平成23年 1月28日から施行する。
9. この改正は、平成23年 4月 1日から施行する。
10. この改正は、平成25年 3月28日から施行する。
11. この改正は、平成25年 7月26日から施行する。
12. この改正は、平成26年 4月 1日から施行する。
13. この改正は、平成26年 6月28日から施行する。
14. この改正は、平成28年 2月 1日から施行する。
15. この改正は、平成28年10月28日から施行する。
16. この改正は、平成30年 6月 1日から施行する。
17. この改正は、平成30年 6月29日から施行する。
18. この改正は、平成31年 3月22日から施行する。
19. この改正は、平成31年 4月11日から施行する。
20. この改正は、令和 元年10月23日から施行する。
21. この改正は、令和 元年11月29日から施行する。
22. この改正は、令和 元年12月23日から施行する。
23. この改正は、令和 2年 6月 5日から施行する。
24. この改正は、令和 2年 7月29日から施行する。
25. この改正は、令和 5年11月28日から施行する。
26. この改正は、令和 6年 4月 1日から施行する。
27. この改正は、令和 6年10月 1日から施行する。
28. この改正は、令和 7年 4月 1日から施行する。
29. **この改正は、令和 8年 4月 1日から施行する。**

JA道北なよろ営業時間

令和8年4月1日～

本所・支所・営農センター		期間	月曜日～金曜日	土曜日	日曜・祝祭日	
一般業務		4/1～10/31	8:30～17:00	休業	休業	
		11/1～3/31	8:45～17:00			
金融共済窓口		通年	9:00～16:00	休業	休業	
金融店舗ATM		通年	8:45～17:00	休業	休業	
営農センター青果課		6/1～7/31	7:30～17:00	7:30～17:00	休業	
		8/1～10/31	7:30～17:45	7:30～17:45		
		11/1～5/31	8:45～16:00	休業		
購買課	風連・名寄・智恵文資材	4/1～10/31	8:45～17:00	8:45～12:00	休業	
		11/1～3/31	9:00～17:00	休業		
給油所	風連・名寄給油所 (給油) (ピット)	通年	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～19:00	
		通年	8:45～16:30	8:45～16:30	休業	
	智恵文給油所	4/1～10/31	8:45～17:00	8:45～12:00	休業	
		11/1～3/31	9:00～17:00	休業		
メカニックセンター	風連メカニックセンター	4/1～10/31	8:45～17:00	8:45～12:00	休業	
		11/1～3/31	9:00～17:00	休業		
	智恵文出張所	4/1～10/31	8:45～17:00	8:45～12:00		
		11/1～11/31	9:00～17:00	休業		
		12/1～3/31	休業	休業		

※年末年始・ゴールデンウィーク期間など営業時間を変更する場合がございます。

※共済窓口は土曜日休業ですが、交通事故の対応については、JA共済事故受付センター(フリーダイヤル0120-258-931)へご連絡下さい。

○ 総代定数の見直しについて

I. 総代定数（前回見直し時点H28.12月末）

選挙区名	定 数	基準年(平成28年)	
		正組合員数	正組合員戸数
風連地区	90	389	350
名寄地区	55	274	164
智恵文地区	45	226	103
青年部女性部(全域)	20		
計	210	889	617

※ 総代定数は正組合員の1/5以上必要

II. 現況（令和7年10月末現在）

選挙区名	定 数	正組合員数 比率 ①	正組合員戸数 比率 ②		比率 ①+② 平均
			正組合員戸数	比率 ②	
風連地区	90	353	250	57%	51%
名寄地区	55	219	115	26%	28%
智恵文地区	45	187	77	17%	21%
青年部女性部(全域)	20				
計	210	759	442	100%	100%

※ 最低必要総代数 152名以上

III. 総代定数シミュレーション

1) 現況の正組合員数と戸数を加味し減少率を乗じて算出。

- 風連地区 正組合員数(前回)389-(現況)353=▲36(9%)
正組合員戸数(前回)350-(現況)250=▲100(29%) ⇒ 現在定数90名×82%(100-18)=74名=75名
平均 (前回)370-(現況)302=▲68(18%減少)
- 名寄地区 正組合員数(前回)274-(現況)219=▲55(20%)
正組合員戸数(前回)164-(現況)115=▲49(30%) ⇒ 現在定数55名×76%(100-24)=42名=45名
平均 (前回)219-(現況)167=▲52(24%減少)
- 智恵文地区 正組合員数(前回)226-(現況)187=▲39(17%)
正組合員戸数(前回)103-(現況)77=▲26(25%) ⇒ 現在定数45名×80%(100-20)=36名=40名
平均 (前回)165-(現況)132=▲33(20%減少)
地区合計160名
- 青年部女性部(全域)
青年部員(H28)131名-(R6)100名=▲31名(24%)
女性部員(H28)134名-(R6) 97名=▲37名(28%)
全域平均(H28)133名-(R6) 99名=▲34名(26%減少) ⇒ 現在定数20名×74%(100-26)=15名=15名

地区合計160名+青年部女性部15名=175名

道北なよろ農業協同組合 定 款

第5章 役 職 員

(役員の定数)

第28条 この組合に、役員として理事14人及び監事4人を置く。

- ② 理事のうち3人以上及び監事のうち1人以上は、常勤とする。
ただし、第33条の規定により選任される会長は非常勤とする。
- ③ 前項の理事及び監事は、この組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。
- ④ 理事の定数の過半数は、この組合の第12条第2項第1号、第2号に該当する正組合員及び同項第3号に規定する法人の役員でなければならない。
- ⑤ 前項の規定の適用については、第13条の規定による正組合員である理事で、任期中に第12条第2項第1号又は2号に該当しなくなった者は、その任期中は第12条第2項第1号又は2号に該当する正組合員である理事とみなす。
- ⑥ 監事のうち1人は、法第30条第14項に規定する者をもって充てるものとする。
- ⑦ 理事のうち1人及び監事のうち1人は、この組合の業務につき学識経験を有する者をもって充てるものとする。

役員選任実施要領

(改 廃)

第10条 この要領の改廃は、理事会の議決による。

附 則

この要領は、平成17年2月1日から施行する。

この要領の改正は、令和2年6月5日から施行する。

別 表 役員候補者の定数

区 域	理 事	監 事
風 連 地 区	6	1
名 寄 地 区	4	1
智 恵 文 地 区	3	1
全 地 区	1	1
合 計	14	4

なお、全地区は、理事については学識経験理事、監事については員外監事とする。
変更後の別表役員候補者の定数は、現に在任する役員の任期満了によって就任すべき役員の選任から適用する。

区 域	理 事	監 事
風 連 町	7	1
名寄市(智恵文地区を除く)	5	1
名寄市智恵文地区	3	1
全 地 区	1	1
合 計	16	4

なお、全地区は、理事については学識経験理事、監事については員外監事とする。
ただし、設立当初の役員候補者の定数は、次のとおりとする。

区 域	理 事	監 事
風 連 町	8	1
名寄市(智恵文地区を除く)	6	1
名寄市智恵文地区	4	1
全 地 区	1	1
合 計	19	4

なお、全地区は、理事については学識経験理事、監事については員外監事とする。

令和6年度役員改選時における役員選任推薦会議における理事会検討要望意見

- ①名寄地区から酪農家が選出されており理事として重要な立場にあると思うが、全域での酪農枠から選出した方が円滑な運びになるのではないか。
- ②若い世代や、女性の意見も重要であることから、青年部・女性部から選出してはどうか。地区推薦における負担も軽減されると思う。
- ③役員業務における拘束時間が長いため、本人の営農に支障を生じることもしばしばある。農協の役員であるがために本人の営農に支障が無いように拘束時間縮小の検討を願いたい。
- ④役員選任推薦会議における数カ月の選考期間では、スケジュール的に厳しいものがある。現職退任の意向も含め円滑に選任できるよう検討願う。
- ⑤地区からの推薦で女性等が選出されれば理想だが、女性部・青年部・酪農部会から選出願う方が円滑に進むと思う。

JAからの答弁として

若い世代や女性および酪農家からの選出、更には役員拘束時間の圧縮や現職退任意向の確認時期等について、次回の改選に向け理事会等で協議する事とする。

JA名	正組合員数			准組合員数		組合員数計	正組合員戸数	理事数			監事数			役員数	役員一人当組合員戸数	
	計	うち個人	うち女性	計	うち個人			計	うち常勤	うち女性	計	うち常勤	うち女性	うち員外		
今金町	245	237	19	1,180	1,150	1,425	212	8	3	0	3	0	0	1	11	19.3
函館市亀田	415	406	151	7,242	7,216	7,657	281	9	3	1	3	1	0	1	12	23.4
新はこだて	1,920	1,817	159	12,968	12,717	14,888	1,749	24	5	2	5	1	0	1	29	60.3
ようてい	1,530	1,460	453	3,055	2,882	4,585	706	21	4	3	4	1	0	1	25	28.2
きょうわ	509	493	115	825	743	1,334	319	9	3	0	3	1	0	1	12	26.6
新おたる	503	454	72	984	916	1,487	430	9	3	0	3	0	0	1	12	35.8
よいち	396	366	40	335	324	731	375	7	3	2	2	0	0	1	9	41.7
とうや湖	310	279	18	1,133	1,059	1,443	272	10	3	0	3	0	0	1	13	20.9
伊達市	528	505	91	2,719	2,674	3,247	406	10	3	0	3	0	0	1	13	31.2
とまこまい広域	814	753	96	4,322	4,151	5,136	691	16	4	0	5	1	1	1	21	32.9
むかわ	322	292	25	924	870	1,246	270	10	3	1	3	1	0	1	13	20.8
びらとり	657	607	96	2,771	2,725	3,428	515	11	4	0	3	1	0	1	14	36.8
門別	275	188	12	465	451	740	174	8	3	0	3	0	0	1	11	15.8
にいかっぷ	254	165	14	581	569	835	253	6	0	0	2	0	0	0	8	31.6
しずない	294	233	25	996	988	1,290	291	8	2	0	2	0	0	0	10	29.1
みついし	337	291	47	308	292	645	334	8	3	0	2	0	0	1	10	33.4
ひだか東	488	367	31	1,229	1,173	1,717	356	8	0	1	2	0	0	0	10	35.6
さっぽろ	3,733	3,696	1,434	33,997	33,643	37,730	3,068	23	5	2	8	1	0	1	31	99.0
道央	1,454	1,333	213	18,479	18,328	19,933	996	17	4	0	4	1	0	1	21	47.4
北いしかり	803	754	71	1,007	936	1,810	640	13	3	0	3	1	0	1	16	40.0
新しのつ	457	439	110	468	396	925	217	12	3	0	4	0	0	1	16	13.6
いわみざわ	1,272	1,110	136	12,017	11,905	13,289	839	19	5	0	4	1	0	1	23	36.5
なんばろ	408	392	54	2,196	2,135	2,604	257	10	3	0	4	1	0	1	14	18.4
ひばい	731	665	226	3,392	3,343	4,123	364	11	3	0	3	1	0	1	14	26.0
みねのぶ	347	329	37	410	394	757	222	7	3	0	3	0	0	1	10	22.2
月形町	150	133	4	385	360	535	144	6	3	0	3	0	0	1	9	16.0
ながぬま	777	719	85	718	659	1,495	591	13	3	0	4	1	0	1	17	34.8
そらち南	1,249	1,169	336	1,584	1,488	2,833	641	12	3	0	4	1	1	1	16	40.1
夕張市	206	203	38	1,466	1,460	1,672	131	8	3	0	3	0	0	1	11	11.9
新すながわ	516	487	111	2,428	2,392	2,944	353	11	3	0	3	1	0	1	14	25.2
たきかわ	741	705	124	3,573	3,490	4,314	640	13	4	0	3	1	0	1	16	40.0
ピンネ	543	527	68	1,238	1,202	1,781	373	12	3	0	4	1	0	1	16	23.3
北いぶき	959	910	217	1,225	1,166	2,184	531	14	4	0	5	1	0	1	19	27.9
きたそらち	1,266	1,156	63	5,587	5,326	6,853	818	19	4	0	5	1	0	1	24	34.1
るもい	1,064	1,005	184	11,160	11,022	12,224	714	20	5	0	5	1	0	1	25	28.6
幌延町	155	150	41	411	394	566	85	8	3	0	2	0	0	1	10	8.5
あさひかわ	1,429	1,389	431	16,478	16,423	17,907	1,190	16	3	2	5	1	0	1	21	56.7
たいせつ	1,215	1,182	430	1,963	1,928	3,178	910	10	4	0	3	1	0	1	13	70.0
東神楽	591	558	76	2,969	2,885	3,560	442	10	3	0	3	1	0	1	13	34.0
東旭川	280	265	78	2,988	2,959	3,268	195	7	3	0	3	1	1	1	10	19.5
当麻	694	676	232	472	448	1,166	477	7	3	0	3	0	0	1	10	47.7
びっぶ町	283	267	65	567	549	850	283	7	3	0	3	0	1	1	10	28.3
上川中央	327	295	72	1,713	1,660	2,040	189	10	3	2	3	0	1	1	13	14.5
ひがしかわ	430	401	83	1,215	1,175	1,645	384	7	3	0	3	1	0	1	10	38.4
びえい	713	660	120	1,829	1,740	2,542	396	14	4	0	5	1	0	1	19	20.8
ふらの	1,961	1,876	372	11,032	10,779	12,993	1,068	21	5	2	5	1	0	1	26	41.1
北ひびき	1,405	1,318	235	3,801	3,645	5,206	921	17	4	0	4	1	0	1	21	43.9
道北なよろ	760	725	173	1,392	1,290	2,152	447	14	3	0	4	1	0	1	18	24.8
北はるか	476	440	99	879	820	1,355	379	11	3	0	3	1	0	1	14	27.1
北宗谷	437	408	55	3,308	3,245	3,745	275	13	3	0	4	1	0	1	17	16.2
ひがし宗谷	194	169	11	3,104	3,069	3,298	144	13	3	1	4	0	0	1	17	8.5
宗谷南	119	105	4	791	776	910	117	8	3	0	3	0	0	1	11	10.6
帶広かわにし	704	657	61	10,320	10,237	11,024	434	13	3	0	5	1	0	1	18	24.1
帶広大正	437	419	14	149	140	586	272	9	3	0	3	1	0	1	12	22.7
中札内村	181	144	4	608	581	789	136	9	3	0	3	1	0	1	12	11.3
さらべつ	293	281	0	329	304	622	198	10	3	0	3	1	0	1	13	15.2
忠類	101	73	4	338	322	439	68	7	3	0	3	0	0	1	10	6.8
大樹町	273	234	36	752	733	1,025	123	9	3	0	3	1	0	1	12	10.3
ひろお	150	128	12	407	375	557	86	8	3	1	3	0	0	1	11	7.8

JA名	正組合員数			准組合員数		組合員数計	正組合員戸数	理事数			監事数			役員数	役員一人当組合員戸数	
	計	うち個人	うち女性	計	うち個人			計	うち常勤	うち女性	計	うち常勤	うち女性	うち員外		
めむろ	1,640	1,585	633	3,271	3,229	4,911	543	15	5	3	4	1	0	1	19	28.6
十勝清水町	434	390	14	823	798	1,257	326	12	3	0	3	1	0	1	15	21.7
新得町	132	111	5	471	447	603	126	9	3	0	3	1	0	1	12	10.5
鹿追町	264	220	2	1,028	991	1,292	197	13	3	0	5	1	0	1	18	10.9
木野	144	140	2	4,288	4,250	4,432	128	10	4	0	3	1	0	1	13	9.8
おとふけ	1,044	999	300	1,186	1,033	2,230	475	15	3	0	5	1	0	1	20	23.8
土幌町	610	561	26	76	72	686	384	18	3	0	5	1	0	1	23	16.7
上士幌町	189	156	7	214	213	403	157	9	3	0	4	1	0	1	13	12.1
さつない	164	153	4	630	622	794	128	7	3	0	3	0	0	1	10	12.8
幕別町	393	367	13	566	513	959	241	11	3	0	3	1	0	1	14	17.2
十勝池田町	352	334	54	754	716	1,106	226	12	4	0	4	1	0	1	16	14.1
豊頃町	244	223	25	331	279	575	148	9	3	0	3	1	0	1	12	12.3
うらほろ	255	235	10	691	670	946	193	10	4	0	3	1	0	1	13	14.8
本別町	420	379	76	416	374	836	270	10	3	1	3	1	0	1	13	20.8
あしょろ	196	179	0	1,182	1,166	1,378	183	8	3	0	3	0	0	1	11	16.6
陸別町	101	88	4	201	187	302	76	8	3	0	3	0	0	1	11	6.9
北オホーツク	197	163	5	783	759	980	125	10	3	0	3	0	0	1	13	9.6
オホーツクはまなす	224	187	18	3,283	3,256	3,507	141	12	3	0	4	1	0	1	16	8.8
サロマ	143	132	18	837	809	980	98	9	3	0	3	1	0	1	12	8.2
ゆうべつ町	127	112	1	749	697	876	127	9	3	0	3	0	1	1	12	10.6
えんゆう	347	321	13	3,075	3,021	3,422	225	13	4	0	4	1	0	1	17	13.2
きたみらい	1,587	1,461	205	5,492	5,081	7,079	835	20	5	0	5	1	0	2	25	33.4
つべつ	197	154	5	359	335	556	143	8	3	0	2	0	0	1	10	14.3
びほろ	312	277	5	1,493	1,415	1,805	312	10	4	0	3	1	1	1	13	24.0
めまんべつ	407	380	15	475	313	882	274	8	3	0	2	1	0	1	10	27.4
ところ	227	216	23	393	350	620	131	9	3	0	3	0	0	1	12	10.9
オホーツク網走	727	655	23	979	845	1,706	429	13	3	0	4	1	0	1	17	25.2
こしみず	528	460	29	836	753	1,364	270	10	3	0	3	1	0	1	13	20.8
しれとこ斜里	212	203	4	3,029	2,922	3,241	207	10	3	0	3	1	0	1	13	15.9
清里町	221	203	2	1,350	1,333	1,571	188	10	3	0	3	1	1	1	13	14.5
釧路太田	171	162	25	123	119	294	105	10	3	1	3	0	0	1	13	8.1
浜中町	245	221	16	257	255	502	181	9	3	1	3	0	1	1	12	15.1
しべちゃ	293	250	13	1,023	972	1,316	283	10	3	1	4	1	1	1	14	20.2
摩周湖	88	78	5	583	518	671	84	7	3	0	3	0	0	1	10	8.4
阿寒	120	105	16	6,325	6,318	6,445	93	8	3	0	3	1	0	1	11	8.5
くしろ丹頂	311	286	33	2,038	1,988	2,349	246	10	3	0	3	1	0	1	13	18.9
標津	216	197	36	228	220	444	138	9	3	1	3	0	0	1	12	11.5
中標津	292	240	5	6,066	6,029	6,358	204	9	3	0	4	1	0	1	13	15.7
けねべつ	148	128	13	283	274	431	138	9	3	0	3	0	1	1	12	11.5
道東あさひ	564	425	42	1,666	1,611	2,230	502	16	4	2	5	1	0	1	21	23.9
中春別	231	204	9	264	243	495	154	9	3	0	3	0	0	1	12	12.8
合計	54,798	50,805	9,437	269,299	263,018	324,097	37,826	1,113	323	30	345	65	11	98	1,458	25.9
平均	548	508	94	2,693	2,630	3,241	378	11	3	0	3	1	0	1	15	25.9

中 総 援
令和4年5月9日

各農業協同組合

代表理事組合長 殿

北海道農業協同組合中央会
代表理事長 小野寺 俊幸

参与規程例及び参与制導入に関するQ & Aの提供について

みだしについて、下記のとおり参与設置に向けた規程例とQ & Aを整理したので、連絡いたします。

記

1. 経過

- ・ 政府は令和3年6月16日、「女性活躍に関する重点方針2021」をまとめ、その中で、第5次男女共同参画基本計画で定める「JA役員に占める女性の割合を2025年度(令和7年度)を期限に早期に10%、さらに15%を目指す」とした成果目標を着実に実践することを決定した。
- ・ これら成果目標の達成等のため、「農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について」(令和3年8月19日付け3経営第1361号・3農振第1290号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)にて取組の促進を行うことが記載された一方で、「役員となることを希望する女性候補者がいない等により女性の登用をただちに進めることができない農業協同組合にあっては、女性を参与等に任命して理事会への参加を促進する等の女性の登用に向けた環境整備を行うこと。」も記載された。

2. 参考資料の提供

- ・ 一定の場合、参与制の導入が認められていることから、JAの導入検討に資すため別紙①「参与設置規程」別紙②「参与制導入にあたってのQ&A」を整理した。

3. 留意事項

- ・ 行政において、女性役員登用に係る目標の設定状況、取組計画の策定状況及び登用実績について、毎年調査・公表されることから、各JAにおいては、JA運営参画の土台となる正組合員加入、総代登用に向けて引き続き取り組むとともに、青年・女性役員の登用について、組合員との対話を通じて、登用目標及び取組計画等の策定をご検討願います。

4. 公開サーバ掲載場所

- ・ 通知文書 01 JA規程例・関連資料/03 組織に関する規程/02 通知文書
- ・ 別紙①② 01 JA規程例・関連資料/03 組織に関する規程/00 文書最新版

以上

【問合せ先】

本会支所または

JA総合支援部(菊池、疋田) Tel:011-232-6855

参与設置規程

制定：令和4年5月9日

(目的)

第1条 JAを取り巻く環境変化や組合員の多様化が進む中で、次世代のJA運営を担う人材を確保するため、年齢や性別を問わず多様な人材からの意見を聴取し、ひいては組織運営の活性化と事業活動の強化を図るため、参与を設置する。

(資格並びに選任)

第2条 参与は、組合員の中から理事会で選任する。

(参考)参与を推薦する母体がある場合は、2項につぎを加える。

② 理事会は、参与選考委員会で推薦されたものを候補者として議案を付議しなければならない。

(任務)

第3条 参与は、理事会に出席し、議長の指名により意見・質問を述べることができる。

- ② 参与は、理事会における議決権を有さない。
- ③ 参与は、JA運営に協力し協同活動への積極的な参画および組合員の地位向上に努める。
- ④ 参与は、必要に応じて、JAの指定する諸会議・委員会等に出席することができる。

(定数)

第4条 参与の定数は、〇名以内とする。

(任期)

第5条 任期は〇年とし、任期途中の交代、再任は妨げない。

- ② 任期途中で選任された参与は、退任した参与の残任期間とする。
- ③ 任期途中で参与の全員が欠員となった場合は、その任期期間は前項に関わらず、新たに選任されたときから〇年とする。

(機密保持)

第6条 参与は、在任中知り得たJA運営上の秘密を他に漏らしてはならない。

- ② 前項の規定は退任後も適用する。

(手当)

第7条 参与手当として年額〇万円を支払う。支給日は〇〇とする。また、会議出席による交通費等は、〇〇規程に定める基準にて支払う。

(参考)参与手当を規定しない場合は、以下のように改める。

第7条 参与手当の支給額及び支給時期は、理事会で決定する。なお、会議出席による交通費等は、〇〇規程に定める基準にて支払う。

(参考)参与手当を支給しない場合は、以下のように改める。

第7条 会議出席による交通費等は、〇〇規程に定める基準にて支払う。

附則

この規程は〇年〇月〇日から施行する。

参与制導入に関するQ & A

Q 1 参与とはなにか。

A. JAを取り巻く環境変化や組合員の多様化が進む中で、性別や年齢など幅広い観点からの意見反映を期待して設置する人材の呼称です。

法令上、選出することが必須である理事や監事とは異なり、任意に設置することが可能です。

なお、「参与」という呼称ではなく、「顧問」「相談役」等での呼称でも問題ありません。

Q 2 参与の法律上の制限等はあるのか。

守秘義務、善管注意義務、忠実義務、利益相反 etc

A. 参与は法令上の機関ではないため、理事に求められる程度の善管注意義務や忠実義務は負いません。

また、経営の意思決定権も有していないため、利益相反規制もありません。

一方で、参与の選任は、民法 644 条の委任契約に該当することから、参与は受任者として、その任務の範囲(参与設置規程例第 3 条参照)で一般的な善管注意義務を負うことになります。

なお、理事会の議事は、理事会議事録閲覧請求権といった所定の手続きに基づき開示が要求される内容であることから、理事会議事の内容を知り得る参与には守秘義務が課せられると考えられます。

Q 3 参与はすべての理事会及び議案に参加しなければならないのか。

A. 参与は法令上の機関ではないため、すべての理事会や議案に参加する必要はありません。

また、参与設置規程に基づき、参与には機密保持等の守秘義務が課されるため、参与の過度な負担を避ける目的から、JAにおいて、参加する理事会等や議案を限定しても問題ありません。参与制の趣旨からいうと、JAの事業運営への参画ですので、①計画の承認、②事業実施に係る報告、が上程される理事会への出席が望ましいと考えられます。

また、JAにおいては、各種委員会や企画会議等が設置されておりますが、これらへの参与の参加もJA任意に定めることができます。

Q 4 参与の理事会等での発言にはどのように対処すべきか。

A. 理事会では、参与は議決権を有していません。そのため、意見や質問等の発言は、議長の承諾のもと行わなければなりません。

一方で、諸会議・委員会等は、法令上の機関ではないため、議決権を付与するか否か、発言を認めるか否かは任意となります。参与制の趣旨を考えると、他の出席者と同様の権限を与えるのが望ましいと考えられます。

Q 5 参与が理事会に出席した場合の議事録はどのように記載するか。

A. 議事録の記載事項は農協法施行規則 80 条第 2 項に規定されています。今回の参与設置した場合の議事録の記載方法は、任意となりますが、参与設置の趣旨を鑑み、一定程度記載することが望ましいと考えられます。

- ①出席者… 「出席参与(オブザーバー) ○○参与」と記載する
- ②発言… 詳細に記載している場合は、参与の発言についても、他の理事等と同様に記載する。
- ③署名… 参与の署名は不要

Q 6 参与の報酬はどうするのか。また会計上・税務上の処理で留意すべきことはあるか。

A. 参与の報酬の有無や、支給額は JA が任意に設定することができます。参与としての用務が多い場合は、都度支払ではなく、年または月額固定での支払いの事例もあり、また報酬は支払わずに、用務の都度日当等を支払う事例もあります。

支払額の設定にあたっては、旅費実費弁償規程やその他役員等が JA 用務により支払う報酬・日当・交通費等を勘案して設定してください。

なお、理事や監事などの役員報酬とは異なり、総(代)会の付議は必要ありません。

Q 7 参与の任免はだれの権限でどのように行うのか。

A. 参与の任免は、理事会への参加や事業運営に参画することをその趣旨としていることから、参与設置規程例では理事会の権限としています。

なお、必要に応じて、参与の設置や参与の変更等を総(代)会に報告しても構いません。

参与候補者については、理事会で指名するほか、参与推薦委員会等の協議体からの推薦、女性部組織・青年部組織等の組織母体からの推薦等様々な方法が考えられます。

Q 8 参与の設置はいつからできるのか。

A. 理事会において、参与設置規程を制定すればいつでも参与を設置することが可能です。

Q 9 参与の適格基準など就任者の制限はあるのか。

A. 法令上の必須機関ではないため、適格基準や就任者の制限はありません。参与制の趣旨を鑑み、JAにおいて選任することになります。
そのため、青年部や青年部卒業者、女性部、生産部会等の組合員組織、准組合員等から参与を選任することもできます。

Q 10 参与就任に際し、契約書等は必要か。

A. 就任に際し、契約等締結義務はありませんが、参与としてのJA事業運営に参画する意識づけをしてもらうための「委嘱状の交付」や守秘義務等の合意「誓約書・承諾書の取交」を行うことが望ましいと考えられます。